

第13回 特定技能と他制度の関係①

4月を迎え、新しい在留資格「特定技能」もスタートした。筆者も厚生労働省が主催する説明会に参加したところ、技能実習や特定技能に関していくつか新しい情報が得られたので紹介したい。

まず1点目は、特定技能とEPA（経済連携協定の関係だ。技能実習2号（入国後3年間）の修了者は、無試験で特定技能1号に移行できる。一方で、EPA介護福祉士候補者として入国し、介護福祉士試験に不合格となった方については、現地で技能試験や日本語試験に合格する必要があるので、筆者がこの整理を問うたところ、「検討中」

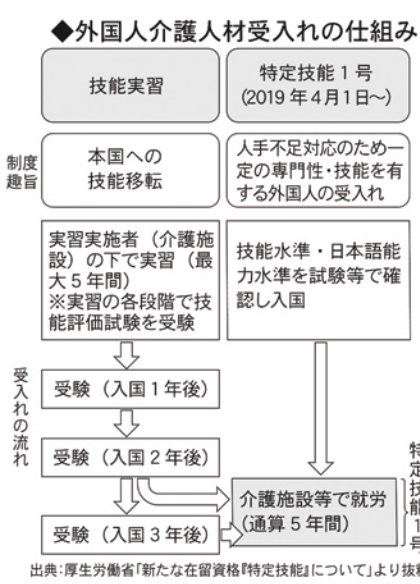
今からでも遅くない  
賢い介護技能実習生の活用術



ライフケア医療介護事業協同組合  
専務理事 庄司孝正

この回答があった。これは筆者の推察だが、EPAの枠組みで4年間就労しているということは、技能実習生と同等以上の能力を持つとみるのが自然だ。だから、今後試験が免除になるかは分からないが、将来何らかの緩和が行われる可能性がある

受入外国人増は育成面でもメリット



と考えられる。人数、各制度で2点目は受入人数の制限についてだ。現行ルールでは、技能実習生、特定技能ともにその施設の日本人の常勤数を超えないことと規定されている。これについて筆者は、面制度それぞれで超えないか、両制度合わせて超えてはいけな

この点は受入施設にとって重要だ。外国人の多くは、ネジメントを日本人が行うと想定する読者も多いが、施設が受け入れることは、採用面だけでなく、育成面でもメリットがあるといえるだろう。

当者の回答は、「それぞれの制度で超えなければよい」というものだった。つまり、施設全体で実習生、特定技能、日本人の既存職員それぞれが3分の1でよいということだ。

今回の本連載でも指摘した通り、技能実習で入国し特定技能に移行してリタードとして活躍する外国人も多くなる。するとこうした方を早期から多く受け入れることは、採用面だけでなく、育成面でもメリットがあるといえるだろう。

庄司孝正プロフィール  
ライフケア医療介護事業協同組合 専務理事  
1999年から大手企業グループで介護保険制度スタートに伴う新規事業立ち上げプロジェクトに参画。以降およそ20年にわたって介護業界に身を置き、施設運営や企業経営などに従事。2017年からライフケア医療介護事業協同組合の専務理事を務めている。現在は監理団体での外国人技能実習制度に関する業務に携わるほか、介護分野における同制度の普及・啓発に向けた活動を行う。